

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

2025年6月5日

Unipos 株式会社

2025 年 6 月 5 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号
Unipos株式会社
代表取締役社長 松島 稔

当社は2025年5月22日開催の取締役会において、当社を株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、LMIを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）
 - (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）
 - ①本株式交換に係る割当ての内容

	LMI (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.35
本株式交換により 交付する株式数	LMI の普通株式：4,423,798 株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）1株に対して、LMI株式0.35株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付するLMI株式の数

本株式交換により交付される予定のLMI株式の数として、当社2025年5月9日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済普通株式総数（13,017,800株）から、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（12,176株）及びLMIがSansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）から譲り受ける当社普通株式の数（366,200株）を控除した株式数（12,639,424株）に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。

LMIは、本株式交換に際して、LMIが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対して、その所有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のLMI株式を割当交付いたします。ただし、当社が所有する自己株式、並びに、LMIが所有する当社普通株式及び当社のA種優先株式（以下「当社優先株式」といいます。）に対しては、本株式交換に伴うLMI株式の割当は行いません。割当交付するLMI株式には、LMIが所有する自己株式（2,500,017株）と、新たに発行するLMI株式（1,923,781株）を使用する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です（そのため、当社決算短信に記載された、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（12,176株）は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、LMI株式を交付する対象から除外しております。）。

本株式交換により割当交付するLMI株式の総数については、当社の新株予約権の行使、及び当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1単元（100株）未満のLMI株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、LMIに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、LMI株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合计数（合计数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のLMI株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a)割当ての内容の根拠及び理由

LMI及び当社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、LMI、Sansan及び当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、並びに、LMI、Sansan及び当社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、LMIは、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、TMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定し、当社は、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定いたしました。

LMI及び当社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等をも踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、LMI及び当社の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。そして、LMIにおいては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるTMIからの助言及びLMIが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、LMIの株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

また、当社においては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社がLMIに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びにLMI、Sansan及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(詳細については、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)」の「ハ. 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。以下「本特別委員会」といいます。)から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、AGSコンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

このように、LMI及び当社は、本株式交換比率はLMI及び当社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ2025年5月22日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、LMIと当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。(ただし、SansanからLMIへの、Sansanが保有する当社優先株式3,800株及び当社普通株式366,200株の譲渡(以下「本株式譲渡」といいます。)の譲渡対価よりも不利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。)

(b) 算定に関する事項

(イ) 算定機関の名称及び両社との関係

LMIの第三者算定機関である山田コンサル及び当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングはいずれも、LMI、Sansan及び当社から独立した算定機関であり、LMI、Sansan及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ロ) 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、LMIについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるLMI株式の算定基

準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。)を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、採用して算定を行いました。

なお、LMI株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです

LMI	当社	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.261 ～ 0.422
	DCF法	0.300 ～ 0.420

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025年5月21日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした事業計画においては、当社の直近までの業績の動向、一般に公開された情報、LMIが当社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果及び本取引の実行により想定されるシナジー効果等の諸要素を考慮してLMIが見積もった、2026年3月期から2030年3月期までの5期分の当社の事業計画案には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、エンタープライズ企業を中心とした顧客層の拡大に伴うストック売上高の増加及び人的資本経営コンサルティング事業の伸長による売上高の増加を要因として、2026年3月期、2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月期において、それぞれ前営業年度と比較して15.0%、11.9%、11.7%、11.6%、11.6%以上の増加を見込んでおります。営業利益においては、上記の各年度の売上高の増加の影響に加え、営業赤字であった2024年3月期から2025年3月期にかけて実施した地代家賃や広告宣伝費などの経費の削減等の効果により、2026年3月期においては営業黒字化を見込んでおり、加えて、2027年3月期及び2030年3月期において、それぞれ前営業年度と比較して55.0%、32.3%以上の増加を見込んでおります。なお、山田コンサルがDCF法に用いた2026年3月期から2030

年3月期までの5期分の当社の事業計画案は、本取引の実行を前提としております

(ii) AGSコンサルティングによる算定

AGSコンサルティングは、LMIについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるLMI株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

なお、LMI株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

LMI	当社	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.271 ～ 0.403
	DCF法	0.270 ～ 0.417

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGSコンサルティングの算定は、2025年5月21日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測は当社が作成した事業計画に基づいており、当該財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026年3月期は主にソフトウェアの資産計上による原価の減少、広告費及び地代家賃の削減により2026年3月期の業績予想どおり前期比プラス305百万円、2029年3月期及び2030年3月期は売上高の増加に比して販売費及び一般管理費の増加率を抑えることにより、それぞれ前期比プラス30.6%、プラス38.6%となることを見込んでおり、EBITDAは上記要因により、2026年3月期、2030年3月期はそれぞれ前期比プラ

ス351.4%、プラス34.8%となることを見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月期において、営業利益の増加と運転資本の減少に伴いそれぞれ前期比プラス151百万円、プラス30.1%、プラス34.1%、プラス41.4%となることを見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたAGSコンサルティングによる算定にも盛り込まれておりません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の少数株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

(2) 交換対価として LMI 株式を選択した理由(会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号)

当社及びLMIは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるLMIの普通株式を選択いたしました。当社及びLMIは、LMIの普通株式は東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため随時現金化する機会が確保されていること、及び当社の株主がLMIの普通株式を交換対価として受け取る場合には、本取引による事業規模の拡大や収益力の強化等の効果やそれに伴う株価上昇や配当等による利益を享受することが可能であることから、LMIの普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

LMIは、2025年5月22日現在、及び2025年3月期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に係る基準日においても、当社優先株式及び当社普通株式を所有しておりません。しかし、LMIは、当社優先株式1,900株（株式会社日本政策投資銀行が保有する当社優先株式1,900株のSansanへの譲渡実行後は3,800株）及び当社普通株式366,200株を所有するSansanとの間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結する意向を有していたことから、Sansanと当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、LMI及び当社は、本株式交換に際して公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

イ. 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

LMIは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）」の「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(b) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、LMIは、山田コンサルより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）」の「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(b) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、AGSコンサルティングより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、山田コンサル及びAGSコンサルティングは、いずれもLMI、Sansan及び当社から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

ロ．両社における独立した法律事務所からの助言

LMIは、本株式交換を含む本取引のリーガル・アドバイザーとして、TMIより、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換を含む本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、当社は本取引に係る意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、リーガル・アドバイザーとして選任したアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、2025年1月下旬以降、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。

なお、TMI及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれもLMI、Sansan及び当社から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

ハ．特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年1月22日の取締役会において、企業価値の向上及び一般株主利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、LMI、Sansan及び当社から独立性を有する委員の3名（当社独立社外監査役である鷲野泰宏氏（丸の内綜合法律事務所パートナー弁護士）、当社独立社外取締役である菅原敬氏（株式会社アイスタイル取締役副会長 CFO）、及び、当社独立社外取締役である高橋理人氏（株式会社HBIP代表取締役））から構成される本特別委員会を設置することを決議いたしました（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として鷲野泰宏氏を選定しております。）。また、これらの者を本特別委員会の委員に選任することについて、田中弦氏、富岡圭氏、及び橋本宗之氏を除く取締役の承認を得ており、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役6名のうち、当社の代表取締役会長である田中弦氏については、当社普通株式4,549,400株（所有割合：34.98%）（注）を所有しており、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、当社の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansanの取締役を兼任していることから、それぞれ、当社の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の当社取締役会における本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場においてLMIとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（注）当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（12,176株）を控除した株式数（13,005,624株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。

当社は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項について検討し、当社取締役会に勧告を行うとともに、(b) 本取引の手続の公正性に関する事項、(c) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(d) 本取引を行うこと

が当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等について検討し、当社取締役会に意見を述べることを（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。なお、上記本諮問事項の検討に際しては、①当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとしています。

また、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議しております。更に、本特別委員会に対しては、（i）本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを当社の費用で選任し、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、当社のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。）、（ii）当社の役職員及びアドバイザーから本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに、当社の役職員、本取引の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること、（iii）当社がLMIらとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（当社及び当社のアドバイザーに事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと、及び、自らLMIらと交渉を行うことを含む。）、並びに（iv）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項を実施することに係る権限を付与する旨を決議しております。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会事務局はLMIとの間で特別の利害関係を有しない者から選ぶものとし、その指名及び変更は特別委員会の承認を経て行うことを決議するとともに、本特別委員会事務局を務める従業員において、本特別委員会における本取引の検討に係る情報については当社社内においても厳に秘密管理すべきことを併せて決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会は、2025年1月29日より2025年5月21日まで合計21回、計約19.5時間にわたって開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、LMIに対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、LMIから本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、LMIに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社は、LMI及びSansanとの間に重要な利害関係を有しない株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）に対してLMIに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、AGS FASより財務・税務デュー・ディ

リジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、AGSコンサルティングから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、AGSコンサルティングによる株式交換比率の算定の基礎となる当社の事業計画につき、当社より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、当社が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、AGSコンサルティング及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示し、LMIに対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、LMIとの交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年5月22日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

A) 答申内容

- (i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められる。
- (ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iv) 当社が本株式交換の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

B) 答申理由

- (i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか(本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかという点を含む。)

本特別委員会は、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット等について、当社及びLMIに対するヒアリングを行い確認し、以下の理由により、本株式交換に至る経緯、当社の経営課題、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット及びデメリットについての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められ、ひいては本株式交換は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められると判断した。

- ・当社とLMIは、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがHRtechエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考えていること。
- ・また、当社とLMIは、両社間のシナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む一連の取引を通じてLMIが当社を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至ったこと。
- ・当社及びLMIによれば、本株式交換のメリットとして、相互補完による既存事業の拡大、経営基盤の強化、管理体制の最適化及び積極的な投資の実行が挙げられる一方で、本株式交換により当社が上場廃止になることのデメリットは限定的であること。また、本取引は当社とSansanとの間の資本

業務提携の解消を前提とするものであるが、Sansanとの間の業務提携について当初想定していた事業上の連携による成長が十分に実現されていない状況に鑑みると、LMIとの相互補完の方が既存事業の拡大によるメリットを見込めるものであることから、かかる資本業務提携の解消による影響は限定的であると考えられること。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか

以下の理由から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

(a) 本特別委員会の設置

本特別委員会は、以下のとおり、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

- ・ 当社は、2025年1月下旬にLMIから本取引に係る初期的な提案を受けたことから、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制を検討・構築した上、同年1月下旬以降、本取引に係る具体的検討を開始することとした後に、2025年1月22日開催の当社取締役会において本特別委員会の設置を決議しており、実務上合理的な範囲で速やかに設置したものといえる。
- ・ 本特別委員会の各委員は、当社の社外取締役兼独立役員2名及び社外監査役兼独立役員1名により構成されているところ、当該各委員は、LMI及びSansanから独立しており、また、その報酬については、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、本特別委員会の各委員について、①LMI及びSansanからの独立性、並びに②本取引の成否からの独立性はいずれも認められるものと考えられる。
- ・ 当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本特別委員会が自らLMIと交渉を行う権限、及び、LMIとの交渉を当社やアドバイザー等が行う場合でも適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限を付与している。
- ・ 当社取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、必要に応じて当社が選任する財務又は法務等のアドバイザーから専門的助言を受けるとともに、必要に応じて本特別委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任した上で専門的助言を受けることができる権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）を付与しており、これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティング、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、両者へのヒアリングを通じて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、各アドバイザーから専門的助言を受けた。
- ・ 当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要な情報を当社の役職員から受領することについて判断できる権限を付与しており、本特別委員会は、かかる権限に基づき、当社の関係者に対するヒアリングを実施するな

ど、必要な事項の確認を行った。

- ・ 当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

(b) 当社における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

- ・ 第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、本株式交換に対する意思決定の公正性を担保するために、LMI、Sansan及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得している。

- ・ リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

当社は、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、LMI、Sansan及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、LMIに対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

- ・ 財務・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

当社は、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、LMI、Sansan及び当社との間で必要な利害関係を有しないAGS FASを選任し、LMIに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果として財務税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 交渉過程におけるLMI関係者の関与による不当な影響の不存在

- ・ 当社の取締役のうち、Sansanの役職員を兼任・兼務する富岡圭氏及び橋本宗之氏は、本株式交換においてSansanと当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、その他本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与しておらず本株式交換に係る2025年5月22日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

- ・ 当社の代表取締役会長である田中弦氏については、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程には参加・関与していない。なお、同氏については、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、本株式交換に係る取締役会決議について定足数を満たしていない可能性があるため、確実に会社上の定足数を満たす有効な決議を行うため、本株式交換に係る取締役会議案については、富岡圭氏、橋本宗之氏及び田中弦氏の3名を除いて審議及び決議を行った後に、田中弦氏を加えて、改めて当該議案について、審議・決議を行う予定である。

- ・ 上記のほか、LMIの利害関係者が本株式交換に係る協議・交渉・検討の

過程に直接又は間接に関与し、本株式交換に不当な影響を与えたことを推認させる事実が特段認められず、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。

(d) 当社による協議・交渉

- ・ 当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をLMIとの間で複数回にわたって行い、株式交換比率の引上げに成功している。具体的には、当社はLMIから2025年4月11日付で1:0.253の株式交換比率の提案を受けた後、LMIに対して継続して同年5月8日までに3回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、その結果、同日までに3回にわたって株式交換比率が引き上げられ、LMIから1:0.315の株式交換比率の提案を受けるに至った。また、LMIのかかる提案に対して更に引上げを求め、株式交換比率を1:0.350とするよう要請していたが、同年5月9日の当社の2025年3月期の通期決算の公表後に当社の市場株価が大きく変動したことを踏まえて、同年5月16日付で、LMIに対して要請する株式交換比率を1:0.4に引き上げることとした。当社は、同年5月8日以降も継続して4回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、同年5月8日にLMIから提案された1:0.315の株式交換比率から更に2回の引上げに成功した結果、同年5月21日、1:0.350の株式交換比率にてLMIと合意するに至ったものである。
- ・ なお、かかる協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社及びAGSコンサルティングから協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会がLMIとの交渉過程に実質的に関与する形で行われた。
- ・ 以上に鑑みると、当社及び特別委員会は、LMIとの間で株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。

(e) マーケットチェックに関する事項

- ・ 当社及びLMIとの間において、当社がLMI以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は存在しない。
- ・ 当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための当社株主総会までの期間を26営業日としており、これにより当社の株主が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保している。
- ・ なお、当社は、本取引の検討を行う過程でSansanとの間で資本業務提携の解消に関する協議を行った際に、SansanがLMI以外の複数の第三者に対してSansanが保有する当社株式の売却を打診している旨の説明を受け、当社としても、少数株主保護の観点からLMI以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考えたことから、かかる打診に対して関心を示した候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めたものの、その後、法的拘束力の有無を問わず、当社に対して買収価格を含む具体的な提案がなされるには至らなかった。
- ・ 以上を踏まえると、当社は、実務上合理的に可能な範囲においてLMI以外の潜在的な買収者による買収提案が行われる機会を確保したものと評価できる。

(f) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- ・ 本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、①本特別委員会に関する情報（委員の独立性・属性等に関する情報、特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、特別委員会における検討経緯や取引条件の交渉過程への関与状況に関する情報、特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容に関する情報、委員の報酬体系に関する情報等）、②本株式交換に係る株式交換比率の算定結果の内容に関する情報、③その他の情報（本株式交換を実施するに至ったプロセス等に関する情報、当該時期にM&Aを行うことを選択した背景・目的等に関する情報、当社の取締役等が本株式交換に関して有する利害関係に関する情報、当社とLMIとの間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等）について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

以下の理由から、株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(a) 株式交換比率

以下の理由から、本株式交換に係る株式交換比率である 1 : 0.350 には妥当性が認められる。

- ・ 本特別委員会は、AGSコンサルティングから株式交換比率の算定に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、AGSコンサルティング並びに当社に対して評価手法の選択や算定の基礎となる当社の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
- ・ 本株式交換に係る株式交換比率は、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 14.4%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じ。）、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 17.5%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 29.2% のプレミアムがそれぞれ加算されたものであると評価できるところ、近年の上場会社による他の上場会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例 39 件におけるプレミアムの水準の中央値（過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 16.8%、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 16.9%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 20.8%）と比較しても遜色のないプレミアムが付されているといえる。
- ・ 本株式交換に係る株式交換比率は、AGSコンサルティングの DCF 法の算定結果のレンジの中央値を上回ると認められる。
- ・ なお、当社が 2025 年 5 月 9 日に 2025 年 3 月期の通期決算を公表した後、当社の市場株価が大きく変動したことから、2025 年 5 月 21 日を算定基準日として、LMI 株式の算定基準日の株価終値（559 円）に本株式交換に係る株式交換比率（0.350）を乗じた価格（196 円）は、当社の普通株式の算定基準日の株価終値（225 円）に対して 13.2% のディスカウントとなっている。この点については、上記のとおり、①過去 1 ヶ月間、

過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対する合理的なプレミアムが付されていると言えること、②本源的価値を示すとされるDCF法の算定結果のレンジの中央値を上回っていること、③本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、当社の少数株主は、本株式交換により交付されるLMI株式の保有を通じて本株式交換後のシナジー効果を享受できると考えられること、④株式交換比率に関するLMIとの協議・交渉において合計7回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、うち合計5回にわたって株式交換比率の引上げに成功し、その結果としてLMIの初回提案である1:0.253から大幅な増加を実現したもので、その過程においても通期決算発表後の株価の推移を踏まえてLMIに要請する株式交換比率自体を引き上げるなど十分の方策を講じた結果として合意に至ったものであると評価できることなどを総合的に勘案すると、本株式交換に係る株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられる。

(b) 交渉過程の手続の公正性

上記「(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換に係る株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

- ・ 本株式交換に係るスキームは、当社の普通株主に対して、LMIの普通株式を割当交付するものであるところ、当社の普通株主は、LMI株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるLMIの事業発展・収益拡大、その結果としてのLMI株式の株価上昇等を享受することができるという点において、当社の株主にとってもメリットのある手法であると評価できる。
- ・ LMIの株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかなない場合は、本株式交換により取得するLMI株式を市場で売却し、現金化することもできる。
- ・ なお、本株式交換の実施により約1,400名の当社の株主がLMIの単元未満株主となる可能性があるところ、かかる当社の株主はその保有することとなるLMIの単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないものの、単元未満株式の買取制度を利用することによって投資を回収する機会が保障されていることを踏まえると、本株式交換に係るスキームについて不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。
- ・ また、本株式交換に関連して、当社は、当社のA種優先株式に関して普通株式を対価とする取得請求権の定めを削除するための定款変更を行うことを予定しているが、本株式譲渡の譲渡対価は一定のディスカウントがされた条件となっており、Sansanのみに有利な価格で売却の機会を与えるものではないとのことであり、また、上記のとおりプレミアムが付された本株式交換の方が当社の株主にとって有利な取引条件となっているといえるため、本株式譲渡について公開買付け規制が適用されないことを明確にすることは特段不合理な点は認められない。
- ・ その他の取引条件においても特殊・特段不合理な点は見受けられない。

(iv) 当社が本株式交換の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本株式交換は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると考えられ、(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられ、また、(iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、当社が本株式交換の実施を決定することについて当社の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、当社が本株式交換の実施を決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

二. 独立した検討体制の構築

上記「ロ. 両社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社は、2025年1月下旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、LMIから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、当社は、本特別委員会の指示を受け、LMIに対するデュー・ディリジェンスの対応及び実施、事業計画の策定、本取引後の当社の経営方針の検討といった当社における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、Sansanの役職員を兼任・兼務する富岡圭氏、橋本宗之氏が含まれないよう留意して体制の構築を行いました。また、上記「③ 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載の理由から、田中弦氏は、当該体制からは外れており、2025年5月22日に至るまでかかる取扱いを継続しており、本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はありません。

これらの取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際してはアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

ホ. 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、(1) LMIの完全子会社になることで、LMIグループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、両社のブランド資産の統合を図るため、更なる認知度向上及びブランディングの価値向上に伴う契約数の増加や、人的資本経営の需要に合わせた支援サービスの更なる拡張により、当社を含むLMIグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断するとともに、(2) 本株式交換比率は、AGSコンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であるため、妥当なものであると判断し本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役6名のうち、当社の代表取締役会長である田中弦氏については、当社普通株式4,549,400株（所有割合：34.98%）を所有しており、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付

けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、当社の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansanの取締役を兼任していることから、それぞれ、当社の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、それぞれ利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、かかる取締役3名を除く利害関係を有しない3名の取締役の全員一致により決議いたしました。

また、上記取締役会においては、当社監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記取締役会の審議及び決議に参加しなかった取締役3名のうち、Sansanの取締役を兼任していない田中弦氏を加えた4名の取締役において改めて審議の上、改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記取締役会においては、当社監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

へ、他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

LMIと当社とは、当社がLMI以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

また、SansanがLMI以外の複数の第三者に対して、Sansanが保有する当社株式の売却を打診している旨の説明を受け、当社としても、少数株主保護の観点からLMI以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考え、関心を示した複数の候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めましたが、その後、法的拘束力の有無を問わず、当社に対して買収価格を含む具体的な提案を受けるには至りませんでした。

また、当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための本定時株主総会までの期間を26営業日としており、これにより当社の株主の皆様が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保しております。

(4) 完全親会社となる LMI の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項、会社法第 768 条第 1 項第 2 号イ）

本株式交換により増加すべきLMIの資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従いLMIが別途定める金額といたします。かかる取扱いは、本株式交換後のLMIの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 完全親会社となる LMI の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）
別紙 2 のLMIの定款の写しをご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

LMIの普通株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

LMI株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

LMI の普通株式の東京証券取引所プライム市場における過去 6 ヶ月間の株価推移は以下のとおりです。

（単位：円）

月 別	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1 月	2025年 2 月	2025年 3 月	2025年 4 月
最高株価	587	595	575	593	563	574
最低株価	538	546	530	519	519	429

なお、日本取引所グループが以下の URL において開示する株価情報及びチャート表示などにより、LMI の普通株式の市場価格及びその推移がご覧いただけます。

【日本取引所グループ URL】 <https://www.jpx.co.jp/>

(4) LMI の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

LMI は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当する事項はありません。

なお、当社が既に発行している、2016 年 9 月 2 日開催の当社の臨時株主総会、B 種種類株主総会及び C 種種類株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000 個、目的株式数：当社普通株式 8,000 株）、並びに、2022 年 4 月 20 日開催の当社の定時取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（残存する新株予約権の数：917 個、目的株式数：当社普通株式 91,700 株。以下、第 3 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれ当社の業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（当社が完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、当社が無償で取得し、消却する予定です。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) LMI の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

LMI の最終事業年度（2024 年 12 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) LMI の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容に係

る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ロ）
該当事項はありません。

- (3) 当社及びLMIにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ）

① 当社

(a) 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、本株式交換を実施することを決議し、同日、LMIとの間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

② LMI

(a) Sansan との間の株式譲渡契約の締結

LMIは、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansanとの間で、Sansanから当社優先株式3,800株及び当社普通株式366,200株を譲り受ける旨の本株式譲渡契約を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。

(b) 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、本株式交換を実施することを決議し、同日、LMIとの間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）
会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

2025 年 5 月 22 日

株式交換契約書

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「甲」という。）及び Unipos 株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 5 月 22 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社リンクアンドモチベーション

住所：東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー

乙（株式交換完全子会社）

商号：Unipos 株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号渋谷サクラステージ

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に 0.35 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式 1 株当たり、甲の普通株式 0.35 株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0 円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0 円

第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 8 月 1 日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の決議による承認を求める。

第 7 条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自らをして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第 8 条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、②2025 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、③2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第 9 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の

株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第 10 条 (本新株予約権の処理)

乙は、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が可決された場合、当該決議日後速やかに(遅くとも 2 週間以内に)、乙が発行している、2016 年 9 月 2 日開催の乙の臨時株主総会の決議並びに乙の B 種種類株主総会及び C 種種類株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権、及び 2022 年 4 月 20 日開催の乙の定時取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称する。)のうち、基準時において残存している全てについて、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得(以下「本新株予約権無償取得」という。)する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第 11 条 (本株式交換の条件変更等)

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、以下の場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、乙の株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (2) 甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、①乙の発行する A 種優先株式(以下「本優先株式」という。)に係る普通株式を対価とする取得請求権を削除する旨の定款変更につき、乙の株主総会及び本優先株式に係る種類株主総会の承認が得られない場合、又は②上記定款変更の効力が生じていない場合
- (4) 甲の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本効力発生日の前日までに、甲が本優先株式の全て(3,800 株)を取得していない場合(なお、甲は、甲が本優先株式の全てを取得できないおそれを具体的に認識した場合には直ちに乙に通知し、乙の要請に応じて説明するものとする。)
- (5) ①本効力発生日の前日までに、第 10 条に基づく本新株予約権無償取得に係る乙の取締役会決議が行われなかった場合、又は②本新株予約権無償取得が基準時にお

いて実行されなかった場合

(6) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 13 条（準拠法及び管轄）

- (1) 本契約は、日本法に準拠し、かつ同法に従い解釈されるものとする。
- (2) 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 5 月 22 日

甲 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年5月22日

乙 東京都渋谷区桜丘町1番1号渋谷サクラステージ

Unipos 株式会社

代表取締役社長 松島



別紙2 LMI 定款

次ページ以降をご参照ください。

株式会社リンクアンドモチベーション

定款

平成	12年	3月	27日	設立
平成	13年	11月	28日	変更
平成	14年	9月	3日	変更
平成	15年	3月	27日	変更
平成	16年	1月	1日	変更
平成	16年	3月	27日	変更
平成	18年	6月	16日	変更
平成	18年	12月	20日	変更
平成	19年	3月	28日	変更
平成	19年	6月	27日	変更
平成	20年	3月	23日	変更
平成	21年	3月	22日	変更
平成	24年	7月	1日	変更
平成	25年	3月	23日	変更
平成	25年	5月	1日	変更
平成	25年	12月	1日	変更
平成	26年	3月	15日	変更
平成	26年	4月	1日	変更
平成	27年	3月	27日	変更
平成	27年	5月	1日	変更
令和	4年	3月	30日	変更
令和	5年	3月	2日	変更
令和	6年	3月	28日	変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社リンクアンドモチベーションと称し、英文では、Link and Motivation Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営に関するコンサルティング業
2. 各種調査、情報提供サービス業
3. 各種教育研修サービス業
4. 各種事務代行サービス業
5. 各種イベントの企画、制作、運営
6. 各種会員制ビジネスの企画、運営
7. 各種メディアの企画、デザイン、制作、販売
8. 各種メディアを利用したコンテンツ提供
9. 各種施設等の企画、デザイン、設計、構築、運営
10. 各種施設等に関する工事の請負、監理
11. 各種什器、事務機器等の賃貸、販売
12. 各種不動産の管理、賃貸及び仲介
13. 出版業
14. 広告代理業
15. 放送番組の企画、制作、販売
16. 放送事業
17. 情報通信サービス業
18. クラブチーム等スポーツ団体の経営
19. 芸能タレント、スポーツ選手等のマネジメント
20. 投資業
21. 投資顧問業
22. キャリア支援、その他個人向けコンサルティング業
23. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
24. 有料職業紹介業及び労働者派遣業
25. 冠婚葬祭に関連する事業
26. 飲食業
27. ホテル業
28. レジャー事業
29. 医療・介護事業
30. 旅行業
31. 小売業
32. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第6条の3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第7条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

- 第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。
- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

- 第15条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法で通知しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第16条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

- 第17条 取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。
- ② 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。
- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第25条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、法令の定める限度まで、取締役（業務執行取締役等を除く）の責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、6 名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の各四半期配当の基準日は以下の通りとする。

第1四半期 3月31日

第2四半期 6月30日

第3四半期 9月30日

第4四半期 12月31日

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には、利息をつけない。

別紙3 LMIの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

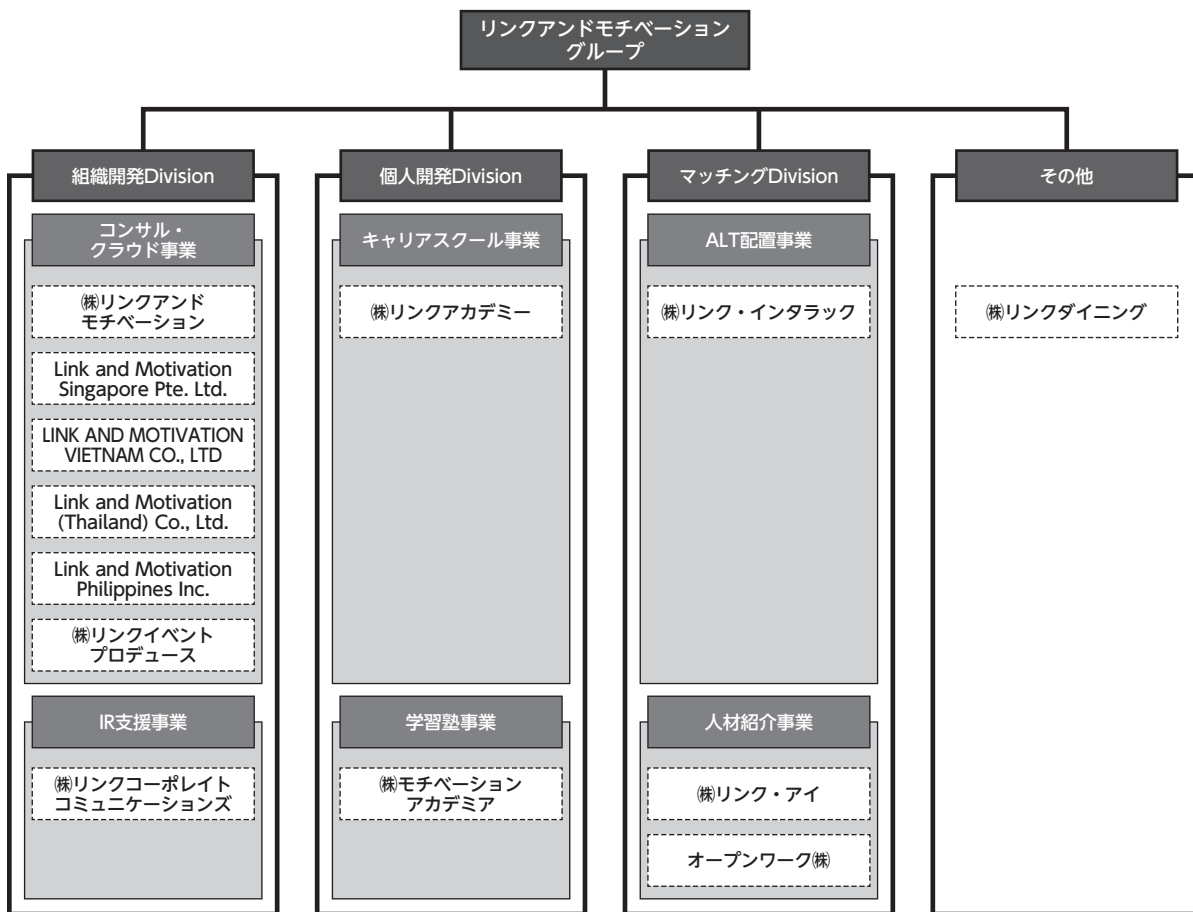
① 事業の状況

当社グループは、「私たちは、モチベーションエンジニアリングによって、組織と個人に変革の機会を提供し、意味のあふれる社会を実現する」というミッションのもと、経営学・社会システム論・行動経済学・心理学等の学術的成果を取り入れた当社グループの基幹技術「モチベーションエンジニアリング」を用いて、多くの組織と個人の変革をサポートしております。当連結会計年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな景気回復が見られました。しかし、円安に伴う物価上昇のほか、米国の政治動向に伴う世界経済への影響や、不安定な国際情勢による地政学的リスクの存在により、その先行きは依然として不透明な状況です。このような経済状況下、企業が変化に適応するための人的資本経営推進のニーズ、具体的には、従業員エンゲージメント（会社と従業員の相互理解・相思相愛度合い）の向上や人材確保・育成のニーズはますます高まっていると認識しております。

このような経営環境下、当社グループの売上収益は37,458百万円（前年比110.3%）、売上総利益は19,884百万円（同112.3%）、営業利益は5,485百万円（同118.6%）となりました。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益は、賃上げ促進税制の税額控除等により3,691百万円（同129.9%）となりました。

2024年12月期の業績予想は、売上収益36,900百万円（前年比108.6%）、売上総利益19,830百万円（前年比112.0%）、営業利益5,330百万円（同115.3%）、親会社の所有者に帰属する当期利益3,248百万円（同114.3%）を見込んでおりました。売上収益及び全段階利益で予想値を超え、前年比で大幅に増加しました。また、営業利益については、2023年12月期の4,623百万円を超え、2期連続で過去最高益を更新しました。加えて、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）は、親会社の所有者に帰属する当期利益が大幅伸長した結果、34.4%と大きく向上しました。

当社グループのセグメント区分と事業区分は次のとおりであり、当連結会計年度におけるセグメント・事業別の概況は以下のとおりであります。



(注) 『事業の状況』の記載金額は表示単位未満を切捨てて、%は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

《組織開発Division》

組織開発Divisionでは、個人から選ばれる組織（モチベーションカンパニー）創りを支援しております。具体的には、当社グループの基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」を適用し、従業員・応募者・顧客・株主等の企業を取り巻くステークホルダーとのエンゲージメント向上を支援するサービスを提供しております。

当該セグメントでは、当連結会計年度における売上収益は14,854百万円（同115.2%）、セグメント利益は10,254百万円（同113.5%）となりました。当連結会計年度における事業別の概況は以下のとおりであります。

（コンサル・クラウド事業）

当該事業は、企業の人的資本経営の推進のため、独自の診断フレームに基づいたエンゲージメント状態の診断、及び組織人事に関わる採用・育成・制度・風土といった変革ソリューションをワンストップで提供しております。また、企業が従業員エンゲージメントをマネジメントできるクラウドサービス「モチベーションクラウドシリーズ」を展開しております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は12,556百万円（同115.5%）、売上総利益は9,165百万円（同112.0%）となりました。

当連結会計年度においては、「モチベーションクラウドシリーズ」が成長を牽引した結果、売上収益、売上総利益ともに前年比で大幅に増加しました。

コンサルティングについては、プロダクト軸から顧客軸への組織体制の変更により顧客深耕が進んだ結果、売上収益は前年比で増加、顧客単価も想定通り向上しました。来年度も引き続き、大手企業に対する人的資本経営の総合支援に注力してまいります。

また、「クラウド」に該当する注力サービスである、「モチベーションクラウドシリーズ」の月会費売上は、前年と比較して大幅に増加しました。

当社グループは、2000年の創業以来、企業と従業員のエンゲージメント状態を「診断」するだけでなく、「変革」まで支援してまいりました。「モチベーションクラウドシリーズ」は、従業員エンゲージメント向上を実現するHRTech（人材×テクノロジー）領域のクラウドサービスです。創業以来提供してきた組織診断サービスをクラウド化し、2016年7月よりサービス提供を開始いたしました。モチベーションクラウドは現在、株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITR Market View：人材管理市場2024」において、従業員エンゲージメント市場のベンダー別売上金額シェアで7年連続1位（2017～2023年度予測）を獲得しております。

2024年12月末における「モチベーションクラウドシリーズ」の月会費売上は515,823千円（同120.7%）となり、月会費売上目標の530,000千円を下回ったものの、大幅な成長を実現いたしました。引き続き開拓余地の大きい大手企業への導入に注力することで、成長を加速してまいります。なお、2025年12月末における月会費売上は、前年比120.2%の620,000千円を見込んでおります。

（IR支援事業）

当該事業は、企業の人的資本経営の公表のため、IR領域を中心に様々なメディアやイベントを通じて、コーポレートブランディング構築をワンストップで支援しております。具体的には、株主・投資家向けの統合報告書・株主通信等の紙メディア制作やIRページ等のWEBメディア、決算説明会の動画配信等の映像メディア制作に加えて、株主総会等の場創りを行っております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は2,467百万円（同112.8%）、売上総利益は1,207百万円（同125.9%）となりました。

当連結会計年度においては、注力サービスである統合報告書制作の売上が過去最高となった結果、売上収益、売上総利益ともに前年比で大幅に増加しました。

有価証券報告書における人的資本開示の義務化を受け、非財務情報、特に人的資本情報の開示ニーズは引き続き高まっております。また、当社グループが提供しているモチベーションクラウドにおける診断結果の公表社数は2024年12月末時点で153社となり、従業員エンゲージメントの開示も着実に進んでおります。今後も、コンサル・クラウド事業とのシナジーを創出することで、企業価値向上に向けた本質的な開示を支援してまいります。

《個人開発Division》

個人開発Divisionでは、組織から選ばれる個人（アイコンパニー）創りを支援しております。具体的には、当社グループの基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」をキャリアスクール・学習塾のビジネスに適用し、小学生から社会人までを対象に、目標設定から個人の課題把握、学習プランの策定・実行に至るサービスをワンストップで提供しております。

当該セグメントの当連結会計年度における売上収益は6,421百万円（同100.1%）、セグメント利益は3,033百万円（同103.5%）となりました。当連結会計年度における事業別の概況は以下のとおりであります。

（キャリアスクール事業）

当該事業は、大学生や社会人の「キャリア向上」のため、パソコンスクールの「AVIVA」、資格スクールの「DAIEI」、外国語スクールの「ロゼッタストーン・ラーニングセンター」、「ロゼッタストーン Premium Club」及び「ハミングバード」の5つのサービスを提供しております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は5,536百万円（同98.6%）、売上総利益は2,616百万円（同101.8%）となりました。

当連結会計年度においては、売上収益は前年比で微減となったものの、売上総利益は前年比で増加、売上総利益率は47.3%となり、想定通り向上しました。また、オンライン化に注力した結果、当連結会計年度のオンライン講座の売上高は553百万円と、前年を上回る結果となりました。2025年12月期は、引き続きオンラインでのサービス拡大に注力してまいります。

（学習塾事業）

当該事業は、小・中・高校生の「学力向上」のため、中学受験を目指す小学生を対象にした個別指導学習塾「SS-1」と、中高生向けの学習塾「モチベーションアカデミア」の2つの進学塾を、通学・オンラインの形態にて展開しております。特に「モチベーションアカデミア」では、一般的な学習塾とは異なり単なる学力向上にとどまらず、社会で活躍するためのスキル獲得も支援しております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は885百万円（同110.4%）、売上総利益は417百万円（同115.8%）となりました。

当連結会計年度においては、在籍者数と顧客単価がいずれも想定通り増加した結果、売上収益、売上総利益ともに前年比で大幅増加となりました。引き続き、オンライン授業による学びの機会を通塾可能地域にとどまらない幅広い層に提供し、新規入会者数を伸長させることで、継続的な成長を実現してまいります。

《マッチングDivision》

マッチングDivisionでは、組織と個人をつなぐ機会提供としてALT（Assistant Language Teacher）配置事業と人材紹介事業を展開しております。当社グループの基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」を適用し、企業や自治体が求めるスキル要件にとどまらず、データをもとに個人の特性とのマッチングを可能にする「フィッティング」も行うことで、定着率の高いマッチングを実現しております。

当該セグメントの当連結会計年度における売上収益は16,821百万円（同109.2%）、セグメント利益は7,163百万円（同112.3%）となりました。当連結会計年度における事業別の概況は以下のとおりであります。

（ALT配置事業）

当該事業は、日本で働きたい外国籍人材と自治体のフィッティングとして、全国の小・中・高等学校へのALTの派遣及び英語指導の請負をサービスとして提供しております。本事業は、顧客との信頼関係や実績が重視されるため参入障壁が非常に高く、当社グループは民間企業で圧倒的No.1のシェアを確立しております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は12,873百万円（同107.2%）、売上総利益は3,266百万円（同107.2%）となりました。

当連結会計年度においては、ALT配置人数が想定通り増加した結果、売上収益、売上総利益ともに前年比で増加しました。当該事業は、2023年12月期までALTの社会保険加入義務化の影響を受けていましたが、2024年10月からの適用対象拡大によって競争環境がフラット化したことで、過去12ヶ月平均ALT配置人数は3,000人を超える結果となりました。引き続き、質の高いALTの派遣という強みを活かすとともに、オンライン化やICTの活用も進めることで、シェアの拡大を目指してまいります。

（人材紹介事業）

当該事業では、求職者と企業のフィッティングとして、事業成長に必要な人材を企業に紹介する人材紹介サービスを展開しております。就職・転職の情報プラットフォームをはじめ、大学生を対象とした人材紹介など幅広いマッチング機会を提供しております。

当該事業における当連結会計年度の売上収益は3,968百万円（同116.3%）、売上総利益は3,917百万円（同116.8%）となりました。

当連結会計年度においては、特に成長率の高いオープンワークにて、登録ユーザー数、社員クチコミ・評価スコア数を着実に積上げております。中でもダイレトリクルーティングサービス「OpenWorkリクルーティング」は、積極的なマーケティング投資により、Web履歴書登録数が増加し、累計Web履歴書登録数（社会人・学生）が約134万件まで増加しました。また、既存顧客の採用活動の活性化、求人数の増加等の取り組みの結果、求人企業の採用活動、求職者からの応募も活発に行われ、当該サービスの売上収益は2,420百万円（同129.6%）となりました。

今後も引き続き、組織開発Divisionとのシナジーを拡大しながら、フィッティング支援を加速してまいります。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資（ソフトウェアを含む）は、900百万円であります。その主な内容は、モチベーションクラウドシリーズの開発費や拠点移転の設備工事費に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施した主な資金調達は、金融機関からの借入3,080百万円であります。

④ 重要な事業の譲渡及び譲受け等の状況

該当事項はございません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2024年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社リンクグローバルソリューションと吸収合併を行いました。

また、当社の完全子会社である株式会社リンク・アイ及び株式会社リンクエージェントは、2024年1月1日を効力発生日として、株式会社リンク・アイを存続会社とする吸収合併を行いました。

加えて、当社の完全子会社である株式会社リンクジャパンキャリア及び株式会社リンク・インタラックは、2024年1月1日を効力発生日として、株式会社リンクジャパンキャリアを存続会社とする吸収合併を行いました。なお、当該吸収合併の効力発生後、株式会社リンクジャパンキャリアは、株式会社リンク・インタラックに名称変更しております。

また、当社は、下記のとおり、100%出資子会社を4社設立しております。

登記日	社名
2024年8月9日	Link and Motivation Singapore Pte. Ltd.
2024年10月18日	LINK AND MOTIVATION VIETNAM CO., LTD
2024年11月15日	Link and Motivation (Thailand) Co., Ltd.
2024年10月29日	Link and Motivation Philippines Inc.

⑥ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年9月5日に株式会社FCEの株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

⑦ 対処すべき課題

<経営環境等>

近年、労働力人口の減少やビジネスのソフト化、ワークモチベーションの多様化が進む中で、企業が従業員や応募者から選ばれ続ける重要性和難易度は加速度的に高まっています。さらにAIの技術的発展が進む中で、優秀な人材の獲得競争がより一層激化していくことが想定されています。こうした環境下において企業は、人材の維持と獲得のための従業員エンゲージメントの向上や、既存社員がパフォーマンスを発揮するための人材力の向上に取り組む必要があることから、このような環境変化は当社グループにとって非常に重要な機会であると認識しております。同時に、人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことで中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」の機運が高まっている中、当面の間は、成長可能性の高い組織開発Divisionのコンサル・クラウド事業に注力する方針です。企業の「人的資本経営」を総合的に支援できる、他にはない優位性を発揮することで支援を拡大し、当社グループの成長ドライバーとしてまいります。

そして、当社グループの課題をDivisionごとに認識し、対処に向けて積極的に取り組みたいと考えております。結果として収益力を向上させ、お客様・株主様・応募者様・従業員をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応えてまいります。

《組織開発Division》

人的資本経営においては、定期的なエンゲージメントの診断と組織課題に応じた変革が不可欠ですが、当事業は人的資本経営を総合的に支援できる、他にはない競争優位性を有しております。今後はさらなる成長実現に向けて、各支援内容における重点テーマを設定し、クラウドとコンサルティングの両面における拡大を目指してまいります。

コンサル・クラウド事業の重点テーマ

支援内容		クラウドによる 組織診断	クラウドによる 変革支援	コンサルティングによる 変革支援
重点 テーマ	継続	国内大手企業への 注力	変革サービスの クラウド化による アップセル	顧客深耕による 単価向上
	強化	さらなる販路拡大	サービス拡充による アップセル	生産性向上による キャパシティ拡大

イ. クラウドによる組織診断

人的資本経営やその情報開示の機運が高まる中、すでに企業の営業利益率や労働生産性との相関も明らかになっている従業員エンゲージメントへの注目はますます高まっており、モチベーションクラウドは従業員エンゲージメント市場において売上シェア7年連続1位を獲得しております。一方で、現在の導入企業数は上場企業約4,000社のうち未だ5%程度であり、拡大余地は充分にあると認識しております。引き続き国内大手企業への導入を推進するとともに、今後は「さらなる販路拡大」を進めてまいります。具体的には、中小企業への導入に向けて、2024年8月に業務提携契約を締結した株式会社FCEの顧客基盤を活用するとともに、海外日系企業への導入に向けては、2025年1月より営業を開始した4か国（シンガポール、ベトナム、タイ、フィリピン）の海外子会社を通じて、導入を推進してまいります。

ロ. クラウドによる変革支援

これまで、人材育成支援の「ストレッチクラウド」やコミュニケーション支援の「コミュニケーションクラウド」といった、変革サービスのクラウド化を進めてまいりましたが、2025年3月より、「コミュニケーションクラウド」「ストレッチクラウド」を「モチベーションクラウド」に集約し、2024年8月に業務提携契約を締結した株式会社FCEが提供している「RPA Robo-Pat DX」や「FCEプロンプトゲート」などの生産性向上のサービスについても、モチベーションクラウドの変革サービスとして追加いたします。今後は、「サービス拡充によるアップセル」に向けて、フリーキャッシュフローの一定割合を投下し、M&Aや事業提携等を通じて変

革サービスをさらに拡充する予定です。これらの取り組みを進めることで、圧倒的な競争優位性を確立してまいります。

ハ、コンサルティングによる変革支援

当社グループは、採用・育成・制度・風土といった組織人事に関わる変革ソリューションをワンストップで提供できることが大きな競争優位性となっています。コンサルティングについては、これまで顧客単価の向上を目的に、顧客深耕に注力しておりましたが、今後は「生産性向上によるキャパシティ拡大」も推進してまいります。すでに生成AIの活用をはじめとした生産性向上に取り組んでおりますが、2024年12月期はコンサルティング専門部隊の一部において、前年比約25%の業務時間削減を実現するとともに、社員1人当たりの売上高は前年比約140%を実現しました。今後はさらなる生産性の向上に努めるとともに、生産性向上によって生まれたキャパシティで顧客深耕に注力することで、さらなるコンサルティング売上の増加を目指します。

《個人開発Division》

オンライン講座の売上拡大

キャリアスクール事業では、コロナ禍における学びのニーズの変化に合わせ、IT・資格・英会話のオンライン講座を提供し、オンラインにおいても「挫折させない」支援を継続しています。2022年から2023年にかけて、校舎を移転・撤退してオンラインへと移行する構造改革を推進した結果、売上総利益率は大きく向上し、オンライン講座の売上は順調に伸長しております。今後は注目度の高い生成AIの活用や生産性向上をテーマとした講座開発に注力することで、さらなる拡大を実現してまいります。

《マッチングDivision》

イ、ALT配置事業の安定的な成長

当社グループで最も売上収益の大きいALT配置事業については、引き続き安定的な成長を目指します。事業環境としては、2022年10月より、週20時間以上働くALTを社会保険の加入対象とする法令が、従業員数の多い企業から順次適用されることとなり、民間企業として最もシェアを持つ当社グループは競合他社に比して先行して適用されたことで一時的に厳しい状況となりました。しかし、2024年10月からの適用範囲拡大によって競争環境がフラット化したことで、2024年12月期のALT配置人数は想定通り回復しました。引き続き、強みであるALTの質の向上に加えて、トップシェア企業としてオンライン化やICT活用といった多様化する顧客ニーズへの対応も進めることで、さらなるシェア拡大を実現してまいります。

ロ．人材紹介事業における「OpenWorkリクルーティング」の価値向上

「OpenWorkリクルーティング」とは、国内最大級の社員クチコミ数を有する情報プラットフォーム「OpenWork」を活用したダイレクトリクルーティングサービスで、転職市場の活況を背景に、現在急成長しています。今後さらに成長を加速させるためには、積極的なキャリア形成に向けて情報収集や転職活動を行うユーザーを増加させていく必要があると考えています。また、社員クチコミデータや企業情報などの蓄積データを解析し、求職者と求人企業のマッチングの最適化を推進させることも重要だと考えています。サービス上での求職活動を活性化させること、マッチングの最適化を進めること、入社後の求職者と企業のミスマッチの発生を抑制し企業・求職者双方の満足度を向上させることで「OpenWorkリクルーティング」の価値を向上させてまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

IFRSに基づく過去4期の財産及び損益の状況推移は次のとおりです。

区 分	2021年12月期 第22期	2022年12月期 第23期	2023年12月期 第24期	2024年12月期 第25期
売 上 収 益(百万円)	32,644	32,776	33,969	37,458
税 引 前 当 期 利 益(百万円)	1,903	3,501	4,567	5,420
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 当 期 利 益 又 は 親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 当 期 損 失 (△)(百万円)	918	2,058	2,842	3,691
基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益 又 は 基 本 的 1 株 当 たり 当 期 損 失 (△)(円)	8.73	18.45	25.51	34.38
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 する 持 分(百万円)	7,493	9,057	10,165	11,285
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	67.17	81.19	92.88	105.99
資 産 合 計(百万円)	30,062	28,908	30,843	33,178
資 本 合 計(百万円)	8,648	11,243	12,940	14,384

(注1) (株)リンクエージェントが運営する国内人材派遣事業に関して、2022年1月1日をもって(株)iDAに譲渡したため、これらの事業を非継続事業に分類しております。

(注2) 第24期よりIAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を適用しております。第23期の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社は存在いたしませんので、該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Link and Motivation Singapore Pte. Ltd.	300,000 シンガポール ドル	100.0%	海外日系企業に対して、コンサルティングとクラウドサービスを提供することにより、人的資本経営の推進を支援
LINK AND MOTIVATION VIETNAM C O . , L T D (注 2)	-	100.0%	海外日系企業に対して、コンサルティングとクラウドサービスを提供することにより、人的資本経営の推進を支援
Link and Motivation (Thailand) Co., L t d .	10 百万バーツ	100.0%	海外日系企業に対して、コンサルティングとクラウドサービスを提供することにより、人的資本経営の推進を支援
Link and Motivation Philippines Inc.	200,000 米ドル	100.0%	海外日系企業に対して、コンサルティングとクラウドサービスを提供することにより、人的資本経営の推進を支援
(株) リンクイベントプロデュース	30百万円	100.0%	企業に対して、コンサルティング・イベントの企画運営・クラウドサービスを提供することにより、ビジョンを軸とした風土変革を支援
(株) リンクコーポレートコミュニケーションズ	80百万円	100.0%	企業に対して、紙・WEB・映像メディアの企画制作を提供することにより、人的資本経営の公表を支援
(株) リンクアカデミー	100百万円	100.0%	大学生・社会人に対して、資格取得やITスキルの向上をワンストップで提供することにより、キャリアアップを支援
(株) モチベーションアカデミア	80百万円	100.0%	小・中・高校生に対して、学習塾という形で教育を提供することにより、学力向上と社会で活躍するためのスキル獲得を支援
(株) リンク・インタラック	80百万円	100.0%	日本で働きたい外国籍人材と自治体に対して、エンゲージメントの高いマッチング機会を提供することにより、質の高い英語教育を支援

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
オ ー プ ン ワ ー ク (株)	1,649百万円	51.50%	求職者と企業に対して、転職・就職のための情報プラットフォーム「OpenWork」を通じた転職・就職機会を提供することにより、求職者と企業のフィッティングを支援
(株) リ ン ク ・ ア イ	50百万円	100.0%	大学生と企業に対して、スキルだけでなく性格等も考慮したマッチング機会を提供することにより、求職者と企業のフィッティングを支援
(株) リ ン ク ダ イ ニ ン グ	50百万円	100.0%	当社グループのステークホルダーが集うイタリアンレストラン

(注1) 上記12社は、当社の連結子会社であります。

(注2) 当連結会計年度の新設子会社であり、2024年12月31日現在の払込済資本金はございませんが、登記上の資本金の額は40百万円となっております。

(4) 主要な事業内容

セグメント	事業	事業内容
組織開発Division	コンサル・クラウド事業	企業の人的資本経営の推進のため、独自の診断フレームに基づいたエンゲージメント状態の診断、及び組織人事に関わる採用・育成・制度・風土といった変革ソリューションをワンストップで提供しております。また、企業が従業員エンゲージメントをマネジメントできるクラウドサービス「モチベーションクラウドシリーズ」を展開しております。
	IR支援事業	企業の人的資本経営の公表のため、IR領域を中心に様々なメディアやイベントを通じて、コーポレートブランディング構築をワンストップで支援しております。具体的には、株主・投資家向けの統合報告書・株主通信等の紙メディア制作やIRページ等のWEBメディア、決算説明会の動画配信等の映像メディア制作に加えて、株主総会等の場創りを行っております。
個人開発Division	キャリアスクール事業	大学生や社会人の「キャリア向上」のため、パソコンスクールの「AVIVA」、資格スクールの「DAIEI」、外国語スクールの「ロゼッタストーン・ラーニングセンター」、「ロゼッタストーン Premium Club」及び「ハミングバード」の5つのサービスを提供しております。
	学習塾事業	小・中・高校生の「学力向上」のため、中学受験を目指す小学生を対象にした個別指導学習塾「SS-1」と、中高生向けの学習塾「モチベーションアカデミア」の2つの進学塾を、通学・オンラインの形態にて展開しております。特に「モチベーションアカデミア」では、一般的な学習塾とは異なり単なる学力向上にとどまらず、社会で活躍するためのスキル獲得も支援しております。

セグメント	事業	事業内容
マッチング Division	ALT配置事業	日本で働きたい外国籍人材と自治体のフィッティングとして、全国の小・中・高等学校へのALTの派遣及び英語指導の請負をサービスとして提供しております。本事業は、顧客との信頼関係や実績が重視されるため参入障壁が非常に高く、当社グループは民間企業で圧倒的No.1のシェアを確立しております。
	人材紹介事業	求職者と企業のフィッティングとして、事業成長に必要な人材を企業に紹介する人材紹介サービスを展開しております。就職・転職の情報プラットフォームをはじめ、大学生を対象とした人材紹介など幅広いマッチング機会を提供しております。
その他	その他	レストランの経営

(5) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区銀座4-12-15 歌舞伎座タワー15階
関西支社	大阪府大阪市北区梅田2-2-2 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー15階
東海支社	愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス8階

(6) 当社グループの従業員の状況

①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	
組織開発Division	641	(56) 名
個人開発Division	498	(68) 名
マッチングDivision	343	(3,231) 名
その他	2	(-) 名
合計	1,484	(3,355) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

②当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
535 (48) 名	36名増 (11名増)	32.1 歳	6.2 年

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	2,464百万円
(株) 三井住友銀行	2,067百万円
(株) 三菱UFJ銀行	1,255百万円
(株) りそな銀行	1,050百万円
(株) 千葉銀行	764百万円
(株) 第四北越銀行	475百万円
三井住友信託銀行(株)	375百万円
(株) SBI新生銀行	60百万円
日本生命保険(相)	52百万円
合 計	8,564百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式総数 109,000,000株

③ 株主数 12,711名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
(株) フ ェ ニ ッ ク ス	41,000,000株	38.51%
勝 呂 彰	6,874,600株	6.46%
リンクアンドモチベーション従業員持株会	6,433,900株	6.04%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,324,400株	5.94%
坂 下 英 樹	3,680,000株	3.46%
榊 原 清 孝	3,680,000株	3.46%
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,670,600株	3.45%
小 笹 芳 央	3,000,000株	2.82%
(株) F C E	1,622,000株	1.52%
リンクアンドモチベーション役員持株会	882,500株	0.83%

(注1) 当社は、自己株式を2,521,017株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 笹 芳 央	(株)リンクイベントプロデュース 取締役会長 (株)リンクコーポレートコミュニケーションズ 取締役会長 (株)リンクアカデミー 取締役会長 (株)モチベーションアカデミア 取締役会長 (株)リンク・インタラック 取締役会長 (株)リンク・アイ 取締役会長 (株)リンクダイニング 取締役会長 (株)フェニックス 代表取締役社長
代表取締役社長	坂 下 英 樹	(株)リンクイベントプロデュース 取締役 (株)リンクコーポレートコミュニケーションズ 取締役
取 締 役	大 野 俊 一	(株)リンクイベントプロデュース 取締役 (株)リンクコーポレートコミュニケーションズ 取締役 (株)リンクアカデミー 取締役 (株)モチベーションアカデミア 取締役 (株)リンク・インタラック 取締役 オープンワーク(株) 監査役 (株)リンク・アイ 取締役 (株)リンクダイニング 取締役 幼児活動研究会(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	湯 浅 智 之	(株)リヴァンプ 代表取締役社長執行役員CEO (株)リヴァンプ・アカデミー 代表取締役
社 外 取 締 役	角 山 剛	学校法人三幸学園 評議員 学校法人三幸学園東京未来大学 名誉学長・名誉教授

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	栗 山 博 美	(株)リンクイベントプロデュース 監査役 (株)リンクコーポレイトコミュニケーションズ 監査役 (株)リンクアカデミー 監査役 (株)モチベーションアカデミア 監査役 (株)リンク・インタラック 監査役 (株)リンク・アイ 監査役 (株)リンクダイニング 監査役
社 外 監 査 役	富 永 兼 司	(株)キャリアプラン 代表取締役社長
社 外 監 査 役	松 岡 保 昌	(株)モチベーションジャパン 代表取締役社長

(注1) 当社は、監査役の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査役会との十分な連携を可能にするため、栗山博美氏を常勤の監査役として選定しております。

(注2) 当社は、社外取締役の湯浅智之氏及び角山剛氏、社外監査役の富永兼司氏及び松岡保昌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、湯浅智之氏、角山剛氏、富永兼司氏、松岡保昌氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	業績連動報 酬	退職慰労金	非金銭報酬 等	
取締役 （社外取締役 を除く。）	104	96	-	8	-	-	3
監査役 （社外監査役 を除く。）	15	15	-	-	-	-	1
社外取締役	9	9	-	-	-	-	2
社外監査役	9	9	-	-	-	-	2

（注１）当事業年度に係る役員の報酬等の内容は取締役会で決議しております。

（注２）当事業年度の業績連動報酬は、当社の重要な経営指標である連結の売上収益、営業利益、また、組織に関する重要指標であるエンゲージメントや人材力等を指標とし、当該指標に対する総合的な達成率により業績連動報酬の額を決定しております。当事業年度における連結売上収益及び連結営業利益の目標と実績は以下のとおりです。

業績連動指標	目標値（百万円）	実績（百万円）
連結売上収益	36,900	37,458
連結営業利益	5,330	5,485

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年３月28日開催の第７期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、監査役の報酬総額につきましても、2007年３月28日開催の第７期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ、役員の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会は、当事業年度にかかる役員の個人別の報酬等について、予め取締役会が決定した個人別の報酬等の内容にかかる方針と整合していることを確認した上で最終決定しております。役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

<基本方針>

当社は、取締役の役割を、「当社グループ全体の経営方針・戦略の策定、業務執行及び従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めること」としております。このことから、取締役の報酬体系は「基本報酬」及び「業績連動報酬」により構成されることを基本方針としております。報酬の種類及び種類ごとの目的・概要は以下のとおりとなります。

報酬の種類		目的	概要
固定	基本報酬	職務遂行の対価	役割・責任の大きさ、業績事業貢献度に応じて決定
変動	業績連動報酬	業績成果の対価	単年度の会社業績や中期経営計画の進捗度に連動

なお、経営の監督機能を担う社外取締役、並びに監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、毎月固定の基本報酬のみを支給し、業績等により変動する報酬は支給しないこととして、個人別の報酬額は監査役の協議により決定しております。

また、当社完全子会社の取締役及び一定職位以上にある従業員に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、現行の社内取締役は、既に一定の当社株式を保有していることから、取締役の報酬構成としては株式報酬を含めておりません。今後の取締役の構成をふまえながら、当社における適切な報酬体系や株式報酬の在り方について、都度検討するものとしております。

<基本報酬に関する方針>

当社の取締役の基本報酬は、代表取締役が当社グループの中長期的な業績、事業戦略と組織戦略の推進への貢献度、従業員給与の水準等を評価基準として原案を作成し、取締役会が指名・報酬委員会に対して諮問し、当該委員会の答申に基づいて取締役会にて決定するものとしております。

<業績連動報酬に関する方針>

当社の取締役の業績連動報酬は、当社グループの売上収益、営業利益、また、組織に関する重要指標であるエンゲージメントや人材力等の重要経営指標の達成状況、中期経営計画の進捗度を基に原案を作成し、取締役会が指名・報酬委員会に対して諮問し、当該委員会の答申に基づいて取締役会にて協議のうえ決定し、半年ごとに一定の時期に支給しております。なお、指標とする重要経営指標とその値は、環境の変化に応じ取締役会にて適宜見直しを行うものとしております。

<個人別の額に対する割合の決定に関する方針>

当社の取締役の種類別の報酬割合については、当社グループの経営方針・戦略、及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業の報酬水準を参考に、取締役会が原案を作成して指名・報酬委員会に諮問し、当該委員会の答申に基づいて決定するものとしております。

<報酬等の付与時期や条件に関する方針>

基本報酬は、毎月支給する。

業績連動報酬は、半年ごとに一定の時期に支給する。

<個人別の報酬等の決定にかかる委任に関する事項>

当社の取締役の個人別の報酬は代表取締役が原案を作成し、取締役会が指名・報酬委員会に対して原案を提出し、当該委員会の答申に基づいて取締役会が決定しております。

④ 社外役員の状況

イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 湯浅智之氏の兼職先である(株)リヴァンプ、(株)リヴァンプ・アカデミーと当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役 角山剛氏の兼職先である学校法人三幸学園と当社との間には、特別の関係はありません。

社外監査役 富永兼司氏の兼職先である(株)キャリアプランと当社との間には、特別の関係はありません。

社外監査役 松岡保昌氏の兼職先である(株)モチベーションジャパンと当社との間には、特別の関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	湯 浅 智 之	当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席しております。 同氏は経営者としての豊富な経験・知見、またマーケティングやデジタル&ITソリューション等の専門的知識と幅広い見識に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うとともに、取締役会において、独立した立場から当社の経営全般に有益な進言を行っていただき、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしております。
社外取締役	角 山 剛	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席しております。 同氏は当社の事業領域に高い親和性のある産業・組織心理学の研究者として豊富な専門知識と経験、大学学長及び学校法人理事としての幅広い見識に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うとともに、取締役会において、独立した立場から当社の経営全般に有益な進言を行っていただき、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動内容
社外監査役	富 永 兼 司	当事業年度開催の取締役会に13回中12回、監査役会に13回中12回出席しております。当該会議体において、経営者としての豊富な経験・知見から適時進言を行う等、必要な発言を行っております。
社外監査役	松 岡 保 昌	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席しております。当該会議体において、経営者としての豊富な経験・知見から適時進言を行う等、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

79百万円

※当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

※監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

98百万円

④ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条に定める監査役会による会計監査人解任事由が認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。また、当該検討の結果、必要と判断した時は、解任又は不再任を株主総会に付議するよう取締役会に請求し、取締役会はその審議を行います。

⑥ 会計監査人が過去 2 年に受けた処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善。)

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部 (監査業務に係る審査) に関与することの禁止 3 ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である 2 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

(基本的な考え方)

当社は、「私たちはモチベーションエンジニアリングによって組織と個人に変革の機会を提供し意味のあふれる社会を実現する」という経営哲学のもと、経営方針の一つに「一点の曇りもない経営」を掲げ、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考えとし、内部統制強化を実践してまいります。

〈整備状況〉

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役が、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っております。
- ② 内部監査人が、各事業部及びグループ会社における各業務プロセスについて監査を実施し、不正の発見・防止とプロセスの改善指導に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

適正かつ効率的な事業運営に資するよう、取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）その他の情報について、法令及び文書管理規程、情報システム管理規程等に基づき、適切かつ確実な情報の保存及び管理を実践しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループデザイン室を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。
- ② 内部監査人が、リスク管理状況について監査を実施し、その監査結果について代表取締役に報告を行い、併せて被監査事業部に対して改善を指示しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行っております。
- ② 経営会議を原則として月2回開催し、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築しております。
- ③ 職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社「関係会社管理規程」に基づき、グループデザイン室が、関係各部門と連携してグループ会社管理を行っています。同規程に基づき、一定の事項については、当社の承認又は報告が義務付けられております。また、原則、月2回開催される経営会議に、子会社社長をはじめ関係者が適宜参加し、担当業務の執行に関する事項の報告を行っております。
- ② 子会社の損失の危険の管理を行うため、子会社社長をはじめとする関係者が経営会議に参加した際には、当社に対し、コンプライアンスに関わる事項を含むリスク情報等の共有を行っており、必要に応じて適切な措置を取っております。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるように、子会社においても取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行っております。さらに、子会社においても職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループデザイン室の指導の下、子会社の担当組織が、子会社に関する業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育を実施し、また、必要に応じて規程・マニュアルの策定等を実施しております。さらに、当社の監査役及び内部監査人が、グループ各社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行っております。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

グループデザイン室にて、適宜監査役の補助を行っておりますが、監査役が補助スタッフを求めた場合は、監査役の職務を補助する使用人を選任いたします。

(7) **当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性確保のため、その任命・異動等人事に係る事項は、監査役の事前同意を得るものとしております。

(8) **当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助すべき使用人は、その要請を受けた職務に関して監査役に専属するものとし取締役及び上長の指揮命令を受けないこととなっております。

(9) **当社の監査役への報告に関する体制**

① 当社の取締役及び使用人は、社内不正行為など法令に違反する行為を発見した場合等において、当社の監査役に対して、直接報告を行うことができる体制となっております。

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内不正行為など法令に違反する行為を発見した場合等において、当社の監査役に対して、直接報告を行うことができる体制となっております。

(10) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

前号の報告者が、当社の監査役に報告したことにより一切不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知しています。

(11) **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な場合でないことが明らかでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

(12) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、社外監査役を選任することで、適法妥当な監査の実施に努めております。また、当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と相互に連携することで、監査の実効性確保を図っております。

4. 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況

〈運用状況〉

(1) 内部統制システム全般

内部監査人による監査については、代表取締役社長が直轄する内部監査室にて、承認された年間計画に基づき、当社及びその子会社について監査を行いました。その結果については、取締役及び執行役員に報告し、内部統制のさらなる強化や再発防止策の協議を行っております。

(2) コンプライアンス

各種従業員アンケートの分析結果等のコンプライアンスに関する調査結果を検証し、当社及びその子会社に対する支援・指導を継続的に行い法令順守体制の強化を図ってまいりました。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、内部通報窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

(3) グループリスク管理

経営会議や子会社の取締役会にて、定期的の子会社を取り巻く環境におけるリスク等の報告を受け、その対応策等について協議いたしました。その結果として、個人情報を含む機密情報管理体制の強化を目的とし、各種安全管理措置の整備や社内規定・マニュアルの見直し、物理的・技術的な制御の強化等を行いました。また、当社及び子会社の全従業員向けに情報管理やコンプライアンスに関する確認テストを実施するなど、各種ルールの周知と理解促進を図っております。

5. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、当該期の業績、今後の経営環境、投資計画などを総合的に勘案の上、株主に対するより積極的かつ長期安定的な利益還元を行っていくことを配当の基本方針としております。内部留保金につきましては、事業の拡大と効率化に向けたM&A、人材、設備への投資に充当し、業容拡大、企業価値向上に努めてまいります。また、剰余金の配当の回数については、機動的な株主還元ができるよう、中間配当、及び期末配当の他、四半期配当を積極的に実施してまいります。

当連結会計年度においては、第1四半期に2.9円、第2四半期、第3四半期に3.0円の配当を実施し、第4四半期に3.3円の配当を予定しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切捨て表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産                     |               | 負 債                           |               |
|-------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 科 目                     | 金 額           | 科 目                           | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>          | <b>13,940</b> | <b>流 動 負 債</b>                | <b>10,115</b> |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物       | 8,607         | 営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務       | 2,111         |
| 営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権 | 4,100         | 契 約 負 債                       | 1,188         |
| 棚 卸 資 産                 | 297           | 有 利 子 負 債 及 び そ の 他 の 金 融 負 債 | 2,776         |
| そ の 他 の 短 期 金 融 資 産     | 17            | リ ー ス 負 債                     | 887           |
| そ の 他 の 流 動 資 産         | 918           | 未 払 法 人 所 得 税                 | 1,214         |
| <b>非 流 動 資 産</b>        | <b>19,237</b> | 引 当 金                         | 2             |
| 有 形 固 定 資 産             | 653           | そ の 他 の 流 動 負 債               | 1,936         |
| 使 用 権 資 産               | 3,065         | <b>非 流 動 負 債</b>              | <b>8,677</b>  |
| の れ ん                   | 9,346         | 有 利 子 負 債 及 び そ の 他 の 金 融 負 債 | 5,778         |
| 無 形 資 産                 | 2,066         | リ ー ス 負 債                     | 2,188         |
| 持分法で会計処理されている投資         | 1,981         | 引 当 金                         | 370           |
| そ の 他 の 長 期 金 融 資 産     | 1,339         | 繰 延 税 金 負 債                   | 223           |
| 繰 延 税 金 資 産             | 721           | そ の 他 の 非 流 動 負 債             | 116           |
| そ の 他 の 非 流 動 資 産       | 63            | <b>負 債 合 計</b>                | <b>18,793</b> |
|                         |               | <b>資 本</b>                    |               |
|                         |               | 親会社の所有者に帰属する持分                | <b>11,285</b> |
|                         |               | 資 本 金                         | 1,380         |
|                         |               | 資 本 剰 余 金                     | 2,680         |
|                         |               | 自 己 株 式                       | △1,182        |
|                         |               | 利 益 剰 余 金                     | 9,447         |
|                         |               | そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素         | △1,040        |
|                         |               | <b>非 支 配 持 分</b>              | <b>3,099</b>  |
|                         |               | <b>資 本 合 計</b>                | <b>14,384</b> |
| <b>資 産 合 計</b>          | <b>33,178</b> | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>        | <b>33,178</b> |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           |
|----------------------|---------------|
| 売 上 収 益              | 37,458        |
| 売 上 原 価              | 17,574        |
| <b>売 上 総 利 益</b>     | <b>19,884</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費  | 14,196        |
| そ の 他 の 収 益          | 206           |
| そ の 他 の 費 用          | 409           |
| <b>営 業 利 益</b>       | <b>5,485</b>  |
| 金 融 収 益              | 12            |
| 金 融 費 用              | 91            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益  | 15            |
| <b>税 引 前 当 期 利 益</b> | <b>5,420</b>  |
| 法 人 所 得 税 費 用        | 1,366         |
| <b>当 期 利 益</b>       | <b>4,053</b>  |
| <b>当 期 利 益 の 帰 属</b> |               |
| 親 会 社 の 所 有 者        | 3,691         |
| 非 支 配 持 分            | 362           |
| <b>当 期 利 益</b>       | <b>4,053</b>  |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

# (ご参考) 連 結 包 括 利 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                       | 金 額   |
|---------------------------|-------|
| 当 期 利 益                   | 4,053 |
| そ の 他 の 包 括 利 益           |       |
| 純損益に振り替えられることのない項目        |       |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 305   |
| 純損益に振り替えられることのない項目合計      | 305   |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目       |       |
| 在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額   | 2     |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目合計     | 2     |
| そ の 他 の 包 括 利 益 合 計       | 307   |
| 当 期 包 括 利 益 合 計           | 4,361 |
| 当 期 包 括 利 益 の 帰 属         |       |
| 親 会 社 の 所 有 者             | 3,999 |
| 非 支 配 持 分                 | 362   |
| 当 期 包 括 利 益               | 4,361 |

- (注) 1. 百万円未満の端数については切捨て表示しております。  
2. 連結包括利益計算書については、監査証明を受けておりません。

# 連結持分変動計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 親会社の所有者に帰属する持分 |        |        |        |
|----------------------------|----------------|--------|--------|--------|
|                            | 資本金            | 資本剰余金  | 自己株式   | 利益剰余金  |
| 2024年1月1日残高                | 1,380          | 4,619  | △1,539 | 7,396  |
| 当期利益                       | —              | —      | —      | 3,691  |
| その他の包括利益                   | —              | —      | —      | —      |
| 当期包括利益合計                   | —              | —      | —      | 3,691  |
| 自己株式の取得                    | —              | △24    | △1,561 | —      |
| 自己株式の消却                    | —              | △1,908 | 1,908  | —      |
| 支配継続子会社に対する<br>持分変動        | —              | △11    | —      | △19    |
| 剰余金の配当                     | —              | —      | —      | △1,272 |
| 新株予約権の行使                   | —              | 5      | —      | —      |
| 株式報酬取引                     | —              | 0      | 10     | —      |
| その他の資本の構成要素<br>から利益剰余金への振替 | —              | —      | —      | △348   |
| 所有者との取引額合計                 | —              | △1,938 | 357    | △1,640 |
| 2024年12月31日残高              | 1,380          | 2,680  | △1,182 | 9,447  |

|                            | 親会社の所有者に帰属する持分  |                                       | 非支配持分 | 資本合計   |
|----------------------------|-----------------|---------------------------------------|-------|--------|
|                            | その他の資本の<br>構成要素 | 親 会 社 の<br>所 有 者 に 帰 属<br>す る 持 分 合 計 |       |        |
| 2024年1月1日残高                | △1,690          | 10,165                                | 2,774 | 12,940 |
| 当期利益                       | －               | 3,691                                 | 362   | 4,053  |
| その他の包括利益                   | 307             | 307                                   | －     | 307    |
| 当期包括利益合計                   | 307             | 3,999                                 | 362   | 4,361  |
| 自己株式の取得                    | －               | △1,585                                | －     | △1,585 |
| 自己株式の消却                    | －               | －                                     | －     | －      |
| 支配継続子会社に対する<br>持分変動        | －               | △30                                   | △38   | △69    |
| 剰余金の配当                     | －               | △1,272                                | －     | △1,272 |
| 新株予約権の行使                   | △5              | －                                     | －     | －      |
| 株式報酬取引                     | △1              | 9                                     | －     | 9      |
| その他の資本の構成要素<br>から利益剰余金への振替 | 348             | －                                     | －     | －      |
| 所有者との取引額合計                 | 342             | △2,879                                | △38   | △2,917 |
| 2024年12月31日残高              | △1,040          | 11,285                                | 3,099 | 14,384 |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |               | 負 債 の 部                 |               |
|-------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目               | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>4,477</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>9,475</b>  |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,320         | 買 掛 金                   | 197           |
| 売 掛 金             | 1,501         | 短 期 借 入 金               | 5,929         |
| 未 収 入 金           | 56            | 1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 1,876         |
| 仕 掛 品             | 78            | リ ー ス 債 務               | 28            |
| 貯 蔵 品             | 18            | 未 払 金                   | 500           |
| 前 払 費 用           | 305           | 未 払 法 人 税               | 22            |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 1,331         | 未 払 消 費 税               | 359           |
| そ の 他 の 引 当 金     | 26            | 契 約 負 債                 | 178           |
| 貸 倒 引 当 金         | △163          | 賞 与 引 当 金               | 51            |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>21,075</b> | 賞 与 引 当 金               | 269           |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>390</b>    | 役 員 賞 与 引 当 金           | 26            |
| 建 物 附 属 設 備       | 285           | そ の 他 の 引 当 金           | 37            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 20            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>6,007</b>  |
| リ ー ス 資 産         | 84            | 長 期 借 入 金               | 5,788         |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>1,343</b>  | リ ー ス 債 務               | 57            |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 1,343         | 資 産 除 去 債 務             | 161           |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>19,341</b> | <b>負 債 合 計</b>          | <b>15,482</b> |
| 投 資 有 価 証 券       | 498           | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 関 係 会 社 株 式       | 18,323        | <b>株 主 資 本</b>          | <b>10,070</b> |
| 繰 延 税 金 資 産       | 103           | 資 本 金                   | 1,380         |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 381           | 資 本 剰 余 金               | 3,053         |
| 破 産 更 生 債 権       | 0             | 資 本 準 備 金               | 1,135         |
| そ の 他 の 引 当 金     | 34            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,918         |
| 貸 倒 引 当 金         | △0            | 利 益 剰 余 金               | 6,818         |
|                   |               | 利 益 準 備 金               | 3             |
|                   |               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,815         |
|                   |               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,815         |
|                   |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△1,182</b> |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>25,553</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>10,070</b> |
|                   |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>25,553</b> |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   |     |  |  |       | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--|--|-------|-----|--------|
| 売 上                   | 高 価 |  |  |       |     | 11,579 |
| 売 上 原 価               | 利 益 |  |  |       |     | 2,855  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 利 益 |  |  |       |     | 8,723  |
| 営 業 外 収 益             | 利 益 |  |  |       |     | 6,418  |
| 受 取 利 息               |     |  |  |       |     | 2,304  |
| 受 取 配 当 金             |     |  |  | 5     |     |        |
| 受 取 手 数 料             |     |  |  | 4,277 |     |        |
| 助 成 金 収 入             |     |  |  | 5     |     |        |
| そ の 他                 |     |  |  | 2     |     |        |
|                       |     |  |  | 7     |     | 4,298  |
| 営 業 外 費 用             |     |  |  |       |     |        |
| 支 払 利 息               |     |  |  | 78    |     |        |
| 自 己 株 式 取 得 費         |     |  |  | 34    |     |        |
| そ の 他                 |     |  |  | 6     |     | 120    |
| 経 常 利 益               |     |  |  |       |     | 6,482  |
| 特 別 利 益               |     |  |  |       |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     |     |  |  | 666   |     |        |
| そ の 他                 |     |  |  | 40    |     | 707    |
| 特 別 損 失               |     |  |  |       |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         |     |  |  | 0     |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     |     |  |  | 64    |     |        |
| 減 損 損 失               |     |  |  | 99    |     | 164    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     |  |  |       |     | 7,025  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |     |  |  | 643   |     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         |     |  |  | 16    |     |        |
| 法 人 税 等 還 付 税 額       |     |  |  | △0    |     | 660    |
| 当 期 純 利 益             |     |  |  |       |     | 6,365  |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                 | 株主資本  |       |          |         |       |                     |         |
|-----------------|-------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|
|                 | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |                     |         |
|                 |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2024年 1 月 1 日残高 | 1,380 | 1,135 | 3,824    | 4,959   | 3     | 1,721               | 1,725   |
| 事業年度中の変動額       |       |       |          |         |       |                     |         |
| 自己株式の取得         | －     | －     | －        | －       | －     | －                   | －       |
| 自己株式の消却         | －     | －     | △1,908   | △1,908  | －     | －                   | －       |
| 譲渡制限付株式報酬       | －     | －     | 1        | 1       | －     | －                   | －       |
| 剰余金の配当          | －     | －     | －        | －       | －     | △1,272              | △1,272  |
| 当期純利益           | －     | －     | －        | －       | －     | 6,365               | 6,365   |
| 事業年度中の変動額合計     | －     | －     | △1,906   | △1,906  | －     | 5,093               | 5,093   |
| 2024年12月31日残高   | 1,380 | 1,135 | 1,918    | 3,053   | 3     | 6,815               | 6,818   |

|                 | 株主資本   |        | 純資産合計  |
|-----------------|--------|--------|--------|
|                 | 自己株式   | 株主資本合計 |        |
| 2024年 1 月 1 日残高 | △1,539 | 6,526  | 6,526  |
| 事業年度中の変動額       |        |        |        |
| 自己株式の取得         | △1,561 | △1,561 | △1,561 |
| 自己株式の消却         | 1,908  | －      | －      |
| 譲渡制限付株式報酬       | 10     | 12     | 12     |
| 剰余金の配当          | －      | △1,272 | △1,272 |
| 当期純利益           | －      | 6,365  | 6,365  |
| 事業年度中の変動額合計     | 357    | 3,544  | 3,544  |
| 2024年12月31日残高   | △1,182 | 10,070 | 10,070 |

(注) 百万円未満の端数については切捨て表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社リンクアンドモチベーション  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山口 昌良 印  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンクアンドモチベーションの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。  
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社リンクアンドモチベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。  
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社リンクアンドモチベーション  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山口 昌良 印  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンクアンドモチベーションの2024年1月1日から2024年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社リンクアンドモチベーション 監査役会

常勤監査役 栗 山 博 美 ㊟

社外監査役 富 永 兼 司 ㊟

社外監査役 松 岡 保 昌 ㊟

以 上